

あかの民商ニュース

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1907

商売くらし
に役立つ!
全国
商工新聞
月/500円

令和5年度住宅リフォーム支援事業実施状況

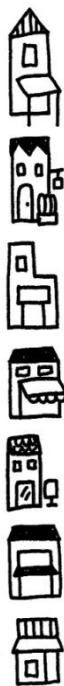
阿賀野市建設課より8月31日現在のリフォーム申請状況を教えてもらいました。(執行率56・0%)
8月末での執行状況は左記のとおりです。

項目	件数	金額
申請数(交付決定)	113件	16,810千円
審査処理中・変更	10件	1,257千円
計	123件	18,067千円
補助対象工事費	241,786	千円
自己負担額	223,719	千円
予算額	30,000千円	16,810千円

工事内容も内装工事25件、外装工事35件等と多種多様となっていると報告があげています。

工事種別	件数	金額
外装	35件	トイレ 14件
内装	25件	浴室 18件
屋根	16件	キッチン 20件
下水	18件	その他、増築等

令和4年度の8月31日の執行率 68・3%
令和3年度の8月30日の執行率 71・0%



インボイス2割特例 訂正

先週号で「2割特例」が活用できる要件について9月末までにインボイス登録を行った業者(インボイスQ&Aに問い合わせた回答)とお知らせしましたが、改めて国税庁に問い合わせたところ、違った回答がありました。

- 2023年10月1日以降にインボイス登録をしても、その期間が免税業者(基準期間の売上が1000万円未満であれば「2割特例」は利用できる。

国税庁も大きく混乱している様子が明らかになりました。

10月から請求書どうすれば？

宿泊業を営む会員さん(※)から「10月1日からの請求書はどうすればよいのか、レジスターの領収書では大丈夫ですか」と相談がありました。

請求書は先週号でお知らせした通りです。宿泊客が個人であり、例えばレジスターの領収書でも可能です。

宿泊客が業者となると適格請求書が必要となりますが、「**適格簡易請求書**」が交付できる事業者。記載事項を満たしていればレジスターの領収書でも可能です。(宿泊業は旅行業となります)

「**適格簡易請求書**」を交付できる事業者は左記の通りです。

- 小売業・飲食店業・写真業・旅行業・タクシー業・駐車場業(不特定かつ多数の者に他するものに限る)・その他これらの事業に準ずる事業で、不特定かつ多数の者と取引をする事業)

適格簡易請求書に必要な記載事項は左記の通り

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

※課税事業者でインボイス登録済み

共済会よりお知らせ

バスハイイク申し込み書(仮)・大腸がん検診の申し込み書を今週の商工新聞に折り込みしました。簡単な検便検査です。是非大勢で受けましょう。

